書状にみる漢学者芳川恭助(襄斎)と医師小室元長の晩年の交流

―明治十年代の「芳川恭助書状集」をめぐって―

はじめに

記載する)を翻刻し、二人の晩年の交流について紹介するものである。恭助書状集」(当館史料番号小室家一一二八、以下は家名と番号のみ元長(一八二二~一八八五)に宛てた明治十年代の書状の巻子「芳川元長(一八二五~一八八六)が比企郡番匠村(ときがわ町)の医師小室本稿は、当館収蔵の小室家文書から、元忍藩の漢学者芳川恭助(襄

芳川恭助(襄斎)と小室元長について

ある。小室家の医塾如達堂出身の鳥羽藩医安藤文沢に医を学び、その小室元長は比企郡番匠村で代々医師を勤めた小室家の五代目当主で

後足立長雋の下で約五年間蘭方や産科を修め、天保十年(一八三九)

芳

賀

明

子

から番匠村の自家で在村医として活躍した。

からの書状は浦和の県庁内の芳川の元へ知人が直接持参することも多 た。芳川との文通でも、これらに関連する依頼が多く見受けられる。 医業を廃し、持病のリウマチを抱えながら歴史や好古の研究に没頭し、 は明治十二年から十八年までの七年間に及ぶ。この時期、小室は既に も年月日順の巻子(小室家一一二八)に仕立て保管した。書状の期間 二三)に仕立て生涯大切に保管したが、芳川恭助からの書状二十六通 知要』(小室家二三三七)を校訂し、序を寄せる程であった。 小室は彼らとも親交を持った。小室の優秀さは、師波山の著作『学務 と友情を結んだ。四教塾には近隣の名主や医師の子弟らが学んでおり、 設けた漢学塾「四教塾」に入塾して漢学を学び、三歳年下の芳川恭助 「新編武蔵風土記」の謄写や慈光寺の重忠断碑の修復に意を注いでい 小室は師芳川波山からの書状を二巻の巻子(小室家一一二二・一一 文通に当たって芳川は越生・小川等の郵便局留で郵送したが、小室 一方で、小室は十代後半に忍藩儒芳川波山が忍 芳川は彼らから小室の病状や近況を聞きながら文通を進めた。 (行田市) の自邸に

出して巻末の補註に示したので、参考に御覧いただきたい(補註参照)。そこで、小室が編輯した漢詩集から芳川恭助(襄斎)関連の漢詩を抜また、文通中には漢詩の贈呈や添削等の記事が多く見受けられる。

一 翻刻「芳川恭助書状集」(小室家一一二八)

修平儀、 史料一 京城江御 歳七月頃より通風症ニ罹リ、 賜り居住罷在候、 他日付郵寄可申候、 御不自由遥察罷在候、 三点を加えて史料番号を振った。各書状の題名は『小室家文書目録 二治ヲ乞、百日余ニ而洗リト全癒ニ相成候趣ニ候、春暖ニも相成候ハ*、* 作書/芳川恭助/小室元長様/御病中折角御保嗇専一ニ奉存候、 絶同様之儀ト被存候、 之至二候、 川郷町田儀ヲ以拙者之進止本庁第一課江御伺出被成、 去ル九年九月県令之辟命ニ応し本県江出仕、 舞ニ付書状] 、埼玉県立文書館 「爾来杳然絕音問候、 翻刻に当たり、 折々老兄之之事共想像罷在、 一遊可然候、 [去ル九年九月ヨリ本県江出仕、史誌編輯勤務報告及病気見 扨、 昨々年より東京府庁江御採用ニ相成、 老兄儀一昨年来通風症ニ御懸リ被成御難儀之趣、 明治[十二年]一月十三日 若御出京ニも相成候ハ、御尋問相成度候、 一九九七)に拠り、夫々の書状に内容解説を付した。 「芳川恭助書状集」(小室家一一二八)に関連史料 庁堂出勤中、 拙生奉職以来頗繁劇罷在候、 倍御安静珍重存候、 其内接眉、 御執筆御不如意之趣別而御当惑、 大二困苦罷在候所、 遂二御疎音今日ニ至り候、 積年之胸鬱緩々御咄申度、 援筆不能、 拙生健安如常、 (小室家一一二八—一) 史誌編輯之事務担任罷在 縷々/一月十三日於県庁 東京府之病院之医員 同府庁御構内官宅ヲ 拙詩文も有之候間 御懇切之段感荷 御吟詠も御廃 然は拙生儀 此度、 従今相楽 同人儀客 豚児 嘸々 玉

> 推測し、 芳川は五十五歳である。この書状を機に、二人の文通が始まる。 年とすれば、この書状は明治十二年のものとなる。小室は五十八歳 京府師範学校に勤務したのが明治九年であることから、これを一昨 採用され、痛風を患ったが完治したことを知らせているが、修平が東 郵便局留で送りたいと伝えている。他に、芳川の息子修平が東京府に は を書き送った。小室が痛風の為に執筆や吟詠に不自由を来していると 僑寓罷在候∕○旧忍表宿元相変儀無之一同平安、 罷在候、 て漢詩が共通の関心事であることが窺える。また、文通について芳川 藤助を介して芳川の消息を尋ねたため、芳川は久しぶりに小室に近況 而宜敷候哉、 し申候、 (庶務課) 芳川は第二代埼玉県令白根多助に乞われ、明治九年九月から第一課 「埼玉県庁内芳川恭助」と書けば二三日で届くこと、小室へは越 自分も繁忙だが他日に自作の詩を送ると述べる。二人にとっ 此方より御文通致候節ハ、越生 以来御文通も有之候ハ、左之通り御認可然、 の傭出仕として史誌編輯事務を担任していた。 如何/埼玉県庁内芳川恭助、 (オゴセ) 以上/〇県庁御構 御懸念被下間敷候_ 郵便局江差向ケ候 両三日ニテ相 小室が町 一官舎二

十日(小室家一一二八―二) 史料二 [一月中足立郡伺之義ニ付返書状] 明治[十二年]三月二

致候、 查二不及候、 り児玉・ H アリ)/寒喧不順之候、 「拙作中○茗黌(元昌平黌ノ異名ナリ、御茶ノ水ノ側ニアル故ニ此 別所村副戸長村田彦三県庁江出頭、老兄より御伝語之趣委曲領承 賀美 月中足立郡足戸村地名伺之義早速御達し可申筈之処、 追而御達し可申候間、 ・那珂三郡地誌検討ニ取懸り居 弥御清福奉遥祝候、 左樣御了承有之度候也/兼而申進 拙生健飯如常、 因テ足戸地名之儀未調 然は今廿

候通り、 落手、 之一大変革、 之度候、 相了候ハ、、 草々不宣/三月廿日夜灯下執筆/遂拝復 振りニテ面会、 ニ至不勝慨嘆也、 遥察罷在候、 起リ事務繁劇、 君三十三回忌辰ニ付休暇ヲ乞、去月十七・八日頃帰郷家祭執行、 ル故人、元ト土浦藩士、 記ヲ置カレ申候、 ヨリ親戚共罷越数日淹留、本月三日帰県致候、 其後御病牀抔如何御消日被成候哉、 詩文稿 以上 拙生史誌編輯局検討担任罷在候/一、去月十三日発之御手簡 越生・ 春寒之候、 去ル十七日ヨリ従前之区画被廃、 一巻拙刪致候樣御咐属之趣領承致候、 其節之拙作一章供一粲候、 因テ稿本拝見乍存稽緩ニ及候、 右ニ付思ひ出シ候、今年木原元礼 人名別楮ニ記載シ、 小川両郵便局江向ケ還呈可致候条、 近コロ本県中学校教師ニ聘セラル)ニ廿余年 折角御保嗇是祷候、 御心得迄二不取敢及報知候也 折々想像罷在候、 /笠山盟棣梧右/御文稿拝閲 右延引ナカラ及御回答候也 御同然齡踰半百追々暮年 爾来管内郡区改正之事 郡役所被置郡長・郡書 右改正之儀も置県以来 然ルニ先考文宗府 (昌平黌ニテ相交 左様御了承有 **無々御困難** 東京

る。 れたことを知らせている。この木原の来県が、後に県庁職員を中心と で高名な儒学者木原元有(老谷)が、 は二月十三日に詩文稿の添削 纂中の芳川に尋ねたのだが、 前 ることを詫びている。 の三十三回忌の執行や、埼玉県の郡区改正事務の繁劇により未了であ 史料二の最初の一 好古仲間の内山作信の間で疑問となった「足戸」の地名を地誌編別所村副戸長村田彦三が来庁して小室の伝言を伝えた。小室は以 行は追書で、 更に、 芳川は昌平黌で親交のあった元土浦藩士 芳川はまだ未調査であった。また、 (後述) も頼んだが、芳川は父芳川波 芳川の自作の漢詩の語句の説明であ 白根県令により中学校に招聘さ

旦

兀

史料三 拝命人員表] する詩歌の投稿誌 [郡長姓名表及明治十二年三月十九日廿日両日郡長并郡書記 明治[十二年]三月二十日 『麗和新誌』が刊行されていく契機となる (小室家一一二八—三) (後述)。

槻

原孟辰 七郎 元康恕 十五. 平民 松本泰吉 佐々木芳行/杉戸 那珂郡長 秩父郡長 郷左衛門 広/行田 永田正吉 橋七兵衛 松崎又十郎 日郡長并郡書記拝命人員如左/松山 行/川越 「郡長姓名/郡役所/浦和 岡行忠 嶋村直三 南埼玉郡長 権田健長 松井寛 川越 堀越庭七郎 十五. :/岩槻 高橋庄右衛門 熊谷 十五. 堀越庭七郎 清水圭太郎 横瀬村平民荻野竹五郎/〆/明治十二年三月十九日廿日 秩父平民宮沢直蔵/松山 入間高麗郡長 原作衛 長谷川敬助 大竹貞時 十 二 小嶋録蔵 飯田鋹吉 十六 今井田義光 松岡半六 斎条村平民松岡半六/ 行田 大里幡羅榛澤男衾郡長 /杉戸 川辺郷左衛門 /浦和 佐野正儀 池田鴨平 + 樋口利喜太郎 諸木弥十郎 庭井保満 本庄 + 北河原村平民長谷川敬助 北葛飾郡中葛飾郡長 村上多熊 十一 西脇時治 平野政信 北足立新座郡長 佐藤坤蔵 高雄純一 <u>+</u> 三原教徹 十三 萩野竹五郎 十六 十四四 比企横見郡長 岸田宗泉 十四四 鈴木庸行 十一等 中村元治 十六 鳥居忠恕 渡辺徳太郎 + 忍士族鈴木敏行/ 青柳恒 十三 + 岡村正貞 岩槻士族平野政信/岩 + 河野孝義 北埼玉郡長 /熊谷 十二 平井光長 松本忠章 上手子林村平民川 岡部三五郎 十四等 倉田春平 十五 永井貞義 関口桂斎 十四四 /本庄 小泉寛則 川越平民鈴木庸 十七 荘惟善 鈴木敏行 中嶋豊 十五 小高親 酒井信 /大宮郷 <u>+</u> 安藤正 児玉賀美 本川俣村 十七 十四四 小柳顕 戸張 八木 武 + 根 秋 + 几

・十六 十五・十四 十六・十二 十七・十」 高柳為吉/等級・月給 十一・廿五円 十二・廿 十三・十八 十四

史料三は、史料二に同封された郡長・郡書記の一覧表である。

状] 明治[十二年]五月十四日(小室家一一二八―四) 史料四 [新誌一月分出来開益社ニ於発行及び県庁内の様子等ニ付書

之一大変革ニ而、 他悉皆斗筲輩ナリ 笠山雅契研北 省へ上申、 新誌も一月分出来、 致此稽緩候、 ニ付シ候様相当り奉謝候、 証決而遺忘ハ不致、 候哉之趣伝承、 福奉遥賀候、 ・医学校共盛ンニ有之候、 済ニ相成候、自今以後ハ例月速ニ発兌ニ相成、 小川村郵便局江向ケ差出し候心得ニ候間、此段左様御領承有之度候也 「玉川郷高山氏携来候御手簡今十四日落掌、 麗和唫社々費児玉氏江相渡、 右御回答旁、 允許ヲ不得レハ鏤版不相成筈ニ付、 拙生健飯如常、 御亮察可被下候、 /養蚕之候、 祈慰之至りニ候、 右取調等非常之繁劇、 其内否申進候/一、過般御預り申置候御文稿等閑 開益社二於発兌二相成候、 草々不宣/五月十四日朝於庁堂作書/遂拝復 御宅も無々御繁劇御察申候/当方小中学校 此程郡制改革之義ニ就而は、 然トモ教師之中可與談者僅二一両名耳、 高山氏之説話ニ御旧痾少々ハ御弛ニ相成 昨今稍旧ニ復シ候様相成候、 無間断御薬用可然候/一、足戸之考 即領収証 夜以継晷候程之義、 即拝展、 一葉高山氏江授与致候、 彼是手数も相成、 斯遷延致候儀ハ、 一冊定価六銭ツ、ト申 清和之候益御清 県庁設置以来 旁以遂ニ 不日拝見 内務 漸事 其

添削(後述)は郡制改革の繁劇が漸く落ち着いてきたので、間もなくると告げる。足戸の件は未回答である。また、芳川が預かった詩文の玉川郷の高山忠三が小室の書状を届け、小室の病状が小康を得てい

長様/又云、

時下折角御保嗇専一二奉存候、県令三月下旬出京被致

当し、 お、 僅二一両名耳、 学師範学校・県立中学校・県立医学校の教師について、 けるためであったことが知れる。また、漢学者の芳川は浦和にある小 いる。この書状から、 史料二の木原老谷が評者であった。県官の児玉親之が会費の徴収を担 の結社で、投稿誌の 送るとのことである。 小室家が養蚕も手掛けていたことが窺える 『麗和新誌』 其他悉皆斗筲輩ナリ」と厳しい評価を下している。 第壱号の漢詩の巻頭には、 『麗和新誌』を刊行し、 麗和吟社とは、 第壱号の刊行が遅れた要因が内務省の允許を受 県職員を主体とした漢詩 和歌は近藤芳樹、 芳川の漢詩が採られて 「過可與談者 漢詩は 和

史料五 付書状] 閲、 事未必トシ難ク候也 久々ニ而高堂江 専一ニ奉存候、 ハ御一幸之儀奉存候、 との趣、 卑懷候、 此度御令息元貞子寓居江御来訪、 右得芳意度、 二而旧鴛城江来往、 「冷暖不順之候、 今般幸便二付、 今春以来、 乍去御臥床ト申義ニも無之、不絶椅子上青縹ニ御親ミ被成候 老兄御旧痾兎角御同篇二而、 [本年二月被遣候草稿拝見返却今春以来郡制改革ニ而多忙ニ 明治 草々如是御座候、 郡制改革之事件ニ付、 既二御令息君ニも御咄も致候通り、 一遊、 [十二年] 五月三十日(小室家一一二八—五 愈御安祥奉遥祝候、 旁以乍存意外之稽緩二相成、 御返却申候、 / 本年二月中高山忠三氏出県之節被遣候御草稿拝 御同然最早暮年ニ至り候儀ニ付、 積年胸鬱ヲ吐露致度ト心算罷在候、 不宣/五月三十日 初而得面晤、 御手際感入候、 勤務上繁劇、 洗りト御全治之場合ニ至り兼 拙生健飯如常御挂念被下間 貴境之景況伝聞 疾 此段御亮察是祷候 其後、 今秋抔官暇ヲ見計 芳川恭助 二御返壁可申筈之 御緩々御薬養 乍然、 先考家祭等 /小室元 極慰 敷

散、因テ付他日候、以上」

中、拙生江寄懐之七絶感唫致候、就而は和韵御回答可申之処、吟思消免とが、下、共後不相変東京府庁内官舎ヲ賜リ無事奉職罷在候、候、豚児修平義、其後不相変東京府庁内官舎ヲ賜リ無事奉職罷在候、

舎に居ることや、弟俊雄の新聞社での活躍振りを報告している。とれていと述べている。また、芳川の息子修平が奉職先の東京府庁内官閲覧して返却し、その中の芳川に寄せた七言絶句には、他日和韵を返りではなく、終日座って青縹(書物)に親しむ状態であった。寝たきりではなく、終日座って青縹(書物)に親しむ状態であった。非、下子十、

治[十二年]六月二十五日(小室家一一二八―六) 史料六 [鳳翔閣ニテ県会議長投票、竹井満平議長ニ付外書状] 明

相成申候/一、先達而中ハ令息元貞子御来訪、 ル者、 碑堂扁額忠愛二字も格別穏貼共も不被存候、何歟好字面も可有之相考 郵便局江向差出可申候、 至りニ候/一、 氏ノ妻)よりも折々拙生迄右之段御厚礼申述罷在候、三雄兄富之進ナ 近日可供御 奉謝候、 文、其後邈然忘却罷在、 奉遥祝候、 「本月廿一日附之華章廿五日於庁堂接手、即披展、 先達転役、 日々事務ニ責立ラレ、因テ致此遺忘候請恕、 拙生健飯如常、 一覧候 如来示、今廿五日ヲ以テ於鳳翔閣 獄卒ヲ脱シ北足立郡役所 / 武田三雄義御親切御遇待之趣、 今回之御書面ニ而思ひ出し、 右古碑建立之義二付詳細御取調之段敬服々、 然は今春中被遣候畠山重忠断碑補接之紀事 (即庁下浦和) 之傭出仕 初而面晤、 (昨年新築師範小学 同人母 梅天之候倍御清 不日拝見、 稽緩ニ付シ候段 失敬鳴謝之 (即故鳳陽 小川

> 信二付悪作一両首供晒政候、 答/草々、余付嗣音/六月廿五日黄昏 用ヲ不面目ト御考被成候ハ、、朱書之通りニテハ如何、 重用シタル例往々有之、他日其証左ヲ挙テ報知ニ及フ可シ、 越シニ候得共、是レ邈然誤テ重用シタルニ非ス、古人集中転句ヲ承テ 県 ノ 子、 議長二相成、 校ナリ)県会開筵、 下溽暑別而御保嗇是祷、 分割シテ用ヒタルナリ、 /一、高作、郷中昨夜人駆鬼、底計能駆旧病魔、 (群馬・千葉・栃木・神奈川)之官員、東京新聞社員等傍聴有之候 竟閣筆、 即今ノ戸主)之両人副長ト申事ニ候、長次官并掛官員、 竹井懿貞(熊谷駅金物屋堺屋ノ養子)・根岸武香(友山 付他日)」 昨日之投票二而竹井満平 貴境青嶂緑樹暑月之候、 余ヲ以テ観之、仍悉貫為是/右退庁後執筆回 阿々、 (継晷以燈欲写詩、 遂拝/笠山小室雅契研北/時 (熊谷元本陣、 別而不勝欽羨候、 駆ノ字重用ノ旨御 蚊軍囲繞無如 駆除ノ二字ヲ 然トモ重 号淡如 其他近 幸

の漢学者としての見識の高さが窺える。 著川は小室の漢詩中の用字について意見が記されているが、芳川開かれた第一回埼玉県会の様子についても報告している。なお、この開かれた第一回埼玉県会の様子についても報告している。なお、この別がは、小室の漢語中の用字について意見が記されているが、芳川は小室から撰文を託された「畠山重忠断碑補接之紀事文」を忘

想像罷在候、重忠断碑紀文之儀大二稽緩二相成恐縮罷在候、今春被遣近況伝聞致処、御宿痾爾今御快方ニ無之趣、炎熱中別而御困却之義卜「驕炎如燬倍御安靖奉遥賀候、拙生瓦全奉職罷在候、今日高山氏来訪、

賜り、 冊著述刻成、 而御摂養専一二奉祈候、以上_ 右用事而已、 日々印刷二相成候、 り県会開筵ニ相成、 誌検閲全拙生一人担当、 向ケ左様御領承有之度候、 尚愚考至急郵便ヲ以テ可申進候、 候御文章ニ而宜敷トハ存候得共、 昨日東京出発、 草々、 是ハ幼童へ示シ候書ニ而、 不宣/七月廿八日 日々傍聴も沢山有之申候、 右二而御承知可然候/一、 寓居江も来訪有之、 旁以乍存時日遷延御海涵是祈、 三月頃より同僚も雑事務之手伝等致し、 先般懇ニ御申越之趣も有之候儀ニ付、 (兼而御申越ノ如ク) 卑近之事ヲ述ヘタルモノ也 芳川遂/小室元長様 日本庶物示教卜申教課書三 豚児修平義暑中休暇ヲ 此義ハ県会日誌ト申書 小川郵便局 去月廿五日よ /時下別 地

治[十二年]八月二十二日(小室家一一二八—八) 埋忠公石柱記文及び悪疫(コレラ)蔓延ニ付外書状] 明

候、兼而御附属之重忠公断碑石柱記文段々稽緩ニ相成候段、御海恕相拙生義本月二日より暑中休暇ヲ賜り忍旧廬江罷越、両・三日前帰県致啓三来訪、華章携来、即展閲、如来諭秋熱如燬倍御安靖之趣奉遥祝候「古詩二章晩窓揮汙書執筆、草々作字不謹請恕/昨廿一日夕刻、小川

も難計、 付、 願候、 雄へ伝言之趣、 出金相成候上ハ、 歟行違候儀も可有之、其侭御受取置可被下候、 座候、不備/八月廿二日/芳川恭助) 裁判所長上野七等判事コレラ症ニ罹死亡被致候/右御答旁草々如 悪疫蔓延、当所ニも既両・三名死亡有之、実ニ相畏義ニ御座侯、 広告二相成候二付、 成、 書ニハ無之候/一、 致候旨二而携来候、 中休暇ヲ賜り三十日程帰省罷越候、 不本意之事二候、 拙生近作御促シニ候得共、 此旨峯岸氏へ御相談可然候/一、御近製二絶感唫、 ニテハ如何可有之哉、 俗ニ云施主ナル可キ歟、 拙悪不勝愧汗候、峯岸氏之意ニ相適シ可申哉、若シ御異存も有之候ハ、 二不及候旨二付、 嗇是祷候 日限も程遠之事故、 今一応相製シ候而も宜敷候、 広ク相集メ、其先霊之秋祭ニ供シ度ト之思召、 何程歟相詠シ候人も可有之、乍去足ル見作家ハ実ニ寥々タリ/一、 今春御申越之御書牘ニ拠リ一篇相綴り、 因テ愚存ヲ文中ニ記載致置候/一、扁額之文字ハ壮烈ノ二字 /麗和吟社二編共立社ヨリ郵送被致、 委細了承、 製本一 此段御領承可被成候、 別楮二相録塞責迄二送致二及候/一、豚児修平義暑 其内拙生も相賦シ可申候、本県ハ長州藩士許多ニ 蒙髦ヲ教育致候迄之書ニテ、固ヨリ大方家示シ候 別紙写一葉進呈致候、 今廿二日長州侯ヨリ海辺秋風ト申課題御廻シニ相 拙筆ニ而宜敷候ハ、右寸法御申越次第揮灑可 或ハ重忠・行直二公ヲ追福ノ為メ建置セシ哉 冊ツ、送附致シ候テ、 彼レ寓居咫尺之事故早速可申通候 日々史誌編輯ニ責立ラレ碌々詩賦不相綴 左衛門尉平行直之字面ヲ以テ相考候ハ、 日本庶物示教卜申教科書三冊著述 /小室元長様/新涼在近折角御保 為念及御報知置候也 御慰之御賦被成候而 二重二相成候旨、 別 即今便御送致二及候 以来一月十銭之社費御 ニ製本料ハ 素ヨリ不問都鄙 即妄批還呈致候 御差出 /武田 ハ如 何二 浦 何

も触れている。追伸で麗和吟社の冊子の郵送について報せている。 し、扁額の文字は「忠愛」を「壮烈」にと提案し、自ら書すことも可し、扁額の文字は「忠愛」を「壮烈」にと提案し、自ら書すことも可立ラレ」漢詩を作る間もないと嘆く。また、長州候が「海辺秋風」ととしている。また、小室の漢詩を称賛し、自分は「日々史誌編輯ニ責としている。また、小室の漢詩を称賛し、自分は「日々史誌編輯ニ責としている。また、小室の漢詩を称賛し、自分は「日々史誌編輯ニ責ととがが、見るに足る作家は僅かだとも述べる。なお、コレラの流行に り、扁額の文字は「忠愛」を「壮烈」にと提案し、自ら書すことも可 としている。追伸で麗和吟社の冊子の郵送について報せている。 を開れている。追伸で麗和吟社の冊子の郵送について報せている。

後新患者頓卜無之候 庁当直ニ而不能就筆研、 相撰し、 今般御申越之御書面ニ而事柄稍相分り候ニ付、 候樣御申越委曲了承、 宣/九月二日 ニ相記シ置候、 拙生健飯如常、 体之実事明瞭難相分、 昨一日午後五時頃小川啓三御手簡伝致、即披展、 爾来旧患者両三名避病院ニ而精々治療差加、 僧厳耀之事ハ関係も無之儀ニ付相省キ、断碑修理之事ヲ簡易 却而其方宜シカルヘキ哉ニ被存候/今日ハ生憎午後県 過日差進候重忠断碑記文失実候ニ而御返却、更ニ一考 芳川/小室老国手/先般当所虎列刺病之儀鳥渡申進候 温涼不順之候、 右ハ最前被遣候文面ニ拠り撰文致候得共、 御書面而已ニ而は実ニ了解致兼候場合有之候 因テ昨夜撰文付貴价候也、 折角御保嗇是祈候、 則別紙之通り文面変換 追々快復二相成 愈御安全之趣珍重 右御答迄、草々不 以上 何分 其

直しを依頼され、再考して畠山重忠と関連があるとされる僧厳耀の事小川啓三が再び書状を届けている。芳川は重忠断碑石柱記文の書き

た別紙を付した。また、コレラ流行の鎮静化にも触れている。
は省いて断碑修理の事を簡易に記す方が良いと判断し、文面を変更し

林祭酒 地ヨリ被遣候歟、 申候、幸ヒ編輯掛り之写本類相認サセ候者有之候ニ付、 事御依頼有之、外ナラヌ御懇親之義故、拙生含ヲ以テ謄写為致差進 例・総国図説・任国革表・建置沿革等悉皆相分り申候、 居候事故大二都合宜敷候、 二候、武藏全国ニテハ弐百巻モ可有之候、然シナカラ一郡々々ニ相 之候、是も群馬県より譲り受ケ、或ハ浅草文庫蔵書を借り写サセ候義 成リタルモノ也、 廻シ即瀏読致候 問御献納被成度との趣、篤志之段御奇特之事ニ候/古史通凡例写本御 鎌倉大草紙内務省図書局江闕本之部御献納有之、今般尚又古史通并或 堀越庭七郎 分十五枚、多キ分五六十枚ナリ、御考之上御申越可被成候、 候て六巻急ニ出来可致候、 実ニ有用之善本ニ有之候、只今県庁御蔵本本県管内十三郡丈ケ相揃 納之儀二付、跋文一篇外二県令江上申書一見、妄批還呈致候、 倍御安静之趣奉遥祝候、次二拙生儀無事奉職罷在候、 /一、下忍村学校教員渡辺真楫勾玉一件驚入候、 「去月十五日・廿一日両回之御手簡郵着、 (林衡)之建白御採用ニ相成、文化七年起草、二十年ヲ閲シテ (即チ梅山也) /新編武藏風土記之事御尋問領承致候、 又ハ此地ニ而相求メ候而も宜シ/一、北埼玉郡長 旧幕府之時、 該書美濃紙本ニ有之候、右六巻紙数少ナキ 忰ニ非ス 就而は第一巻ヨリ第六巻迄ニテ、 御用ニ而村々江官吏派出シ精密ニ取調 (忰寛介ト称ス、予ノ門人ナリ) 即拝覧、 告訴出願ハ熊谷裁判 如来示秋冷相催 然は古史通御 其者ニ相命シ 該書ハ文化 右六巻謄写之 該書之義 用紙ハ其 昨年も 候

見、以上/郵便切手一枚被遣、即チ貼用ス」公へ向ケ可致郵寄候、郵税弐枚正ニ致落手候、拙生拙作後便可供御一七日夜燈下 遂/元長老医伯青嚢下/海辺秋風之御作、近日之内毛利所ナリ、浦和之方ニハ関渉無之候也、右御回答迄、草々、不宣/十月

蔵の勾玉に関する事件にも触れている。なお、毛利公へ提出する漢詩 県庁所蔵の同書の謄写を依頼した。芳川は同書を「実ニ有用之善本」 は近日中に郵送の予定で、 寛介ではないと述べる。 塾で共に学んだ友人の堀越庭七郎が北埼玉郡長であり、 者に写させることとし、 書を借り写サセ候」と由来を述べる。芳川は編輯掛りの写本を担った と評価し、 と県令への上申書を校訂した。また、当時小室は「新編武藏風土記 の収集に取り組んでおり、 芳川は、 小室が国に『古史通』・ 埼玉県庁の蔵書が「群馬県より譲り受ケ、 用紙の手配を指示した。その他、 加えて、国学者渡辺真楫が起こした小室家所 芳川が史誌編纂担当であることから、 芳川の自作も後便で小室へ送るとある。 『或問』を献納する際の跋文一篇』 或ハ浅草文庫蔵 自分の弟子の 小室が四教 埼玉

史料一一 [武藏風土記写本作成外ニ付漢詩添書状] 明治[十二年]

十一月十三日(小室家一一二八—一一)

写字之者江相命シ候、 聊妄批ヲ加へ今便御返却申候、 文并県令江右献納願書看閱、 二半紙認有之、 不勝抃熹之至候、 「本月四日発御手簡及紙包箱道中完全郵送、 、武藏風土記写本之義、 本田·畠山之部図面補入之義致了知候、 拙生依然奉職罷在候、 詳細来示之趣一々致領承候、 折角御依頼二付、 文意通暢、 或問謄写出来次第早々御差出し可然候 御消念是祷 孰ツレモ瑕疵無之様被存候 御遣し之半紙罫江相認候様 即披緘、 半紙罫四百枚、 / 古史通 弥御安寧之趣 根岸方ニ而出 ·或問跋 外

> 相成、 古史通 印刷シ、 前作一章ヲ差出シタリ、 事ヲ云タル積リナリ、 島弘治役。 征興。赤馬関頭夜乗船。 即チ左二/海辺秋風/潮勢挟風波蹴天。蕾花捲雪浅湾辺。 手罷在候、 来之写本一見、 芳川遂/笠山雅契梧右/児玉・賀美・那珂三郡々村誌悉皆編輯落成 度段至極宜敷候 斉二御返却二及可申候/内務省図書局之方御内々御問合ニ相成候所 此間内務省江進達致候、 ハ既ニ刊行に相成居候ニ付該書ハ御見合、 詞章ヲ差出シタル人々ニ御配贈ニ相成候哉之趣ニ承り候_ 舳艫衝波討賊陶。 ○先日毛利公課題間際(キハ)ニ相成、 随分拙悪ニ候、 /右御回答、 チト議論ニ渉リタルヤウ故、 毛利公ニテ広ク詩歌ヲ徴集シテ、 /潮漲海門秋気高。 快帆入港破鯨涛。 草々如是御座候、 /後作ハ彼ノ毛利元就ガ陶氏ヲ征討セシ 此節ハ県庁歴史及大里郡村誌検閲ニ着 此分御預り申置、 以上/十一月十三日 倉卒相賦シ呈送致候 或問而耳御献納被成 他日写本皆出 後作ハ見合ニ致シ、 曽遊憶起西 後チ之レヲ 憶曽厳 田来之節

芳川は小室の献納に関する跋文一篇と県令への上申書を校訂したが、 大の務省からは、古史通は既に刊行されたので、或問のみを献納するよ でいる。他に、毛利公の課題を詠んだ自作の詩を小室に披露している。 世誌の編輯については、児玉・賀美・那珂の三郡が終了したと報告し でいる。他に、毛利公の課題を詠んだ自作の詩を小室に披露している。 なお、毛利公は送られた詩を印刷・配布の予定とある。

[十二年]十一月二十九日(小室家一一二八—一二) 史料一二 [風土記謄写之義着手及謄写料金高料外二付書状] 明治

午後三時過帰宅、即披緘、弥御平安之趣奉賀候、当方無事罷在候、然「高山氏携来候御手簡、昨日拙生留守中相達居候(一昨々日忍迄参候)、

知致候 得、 は、 巻分紙数五六十枚前後ナリ、 厘ツ、ノ割合ヲ以テ相命シ置候間、 御見合セ之方可然ト被存候、 京 鳥渡忍表へ迄罷越、 九日来達、 申候也/一、比企郡武藏風土記ヲ取調候所、 芳川/小室様/男衾郡 其次キー銭三厘ツ、ノ定価ニ相成居候、 相托シ、 差出シ可然候、 共御返却二及候間、 尚又一通御認御申越二付、 出し候書面ト途中行違相成候事ト存シ、其侭御預申置候、 ト違ひ高料ニ相成候、 テ今一応御認直シ可然候/一、風土記謄写之義ハ先日申進候通其仁へ ヘシ/右御答迄、 去ル十三日郵送之書牘延着ニ相成趣、 旁以甚多忙不能縷々/一、跋文之方ハ篤ト拝見致候処、 両国中村楼ニ於テ親睦会(第二会目ナリ)有之、 /県庁ニ而写本十行廿字或ハ十三行廿字とも一葉上等一銭五厘 既ニ着手罷在候、 納本跋文之儀ニ付云々御申越シニ候得共、 県令へ之御願書ハ御申越ノ如ク男兄女弟云々ノコト 草々、 昨廿八日午後帰県致候、扨又今廿九日午後ヨリ出 御落手有之度候、去ル廿六日十一時過、 諸物価ノ十倍ニも至り候ト比較スレハ其筈ナル (畠山村・本田村) 写本一冊/右ハ今般御返戻 只今庁堂へ出頭前、不能縷々/十一月廿九日 即チ昨夜燈下一読、 本田・畠山二村ノ方先へ相認メ候との趣承 鳥渡申進置候也 只一意或問四巻献納丈ケ事ニテ宜シ、 左様御承知可然候、 足下ヨリ御依托之分ハー銭三 其後十八日発之御手簡翌十 該郡分九卷有之、 卑見ヲ加へ前後両度分 右江出席致候心 右ハ当方より差 謄写料も以前 然所、 是ニテ御 爰元発軔 大抵 今般 大

加へ小室へ返送した。県令への願書には直しを入れ、 丈に絞って書き直すよう勧めている。 通が二十八日に届いたため、 書状が遅延し行き違いになり、十八日発の小室の書状が届き、 芳川は急いで納本跋文について卑見を 芳川は二十九日に両国中村楼で 或問四巻の献納 なお

> 史料一三 るが、この会からは元藩主と藩士間の絆の強さが窺える。また、「新 開かれた忍藩士の集まりである第二会目の親睦会にも出席し多忙であ 十九日(小室家一一二八—一三) 武蔵風土記」の謄写の委託と謄写料の昨今の値上がりを知らせている。 証 (武藏風土記男衾郡写本代領収) 明治十二年十一月二

十一月廿九日 「証/一、金弐円也 埼玉県芳川恭助/番匠村小室元長殿 写本筆工料/右正ニ御預り申候也 ,明治十二年

史料一四 年]十二月十四日 史料一二と同日に写本筆工料金二円の領収書が出され [古文書写十四通出来差送り候ニ付外書状] (小室家一一二八—一四 明治 十 二

てい

付、 里亜国皇孫江為御馳走飾隊式大調練日比谷演習所ニ於テ有之、 抔各自二随意娯楽ヲ取り候事ニ而、 浦和在職之向十五・六名出席、 東京府下其他諸方二散在スル旧忍藩士向相会シ、互ニ相親ミ候会也)、 楼二於テ去月三十日親睦会第二回之集会有之 少々高ク相成候ニ付、 柄自然公事も夥多ニテ不能其義候、 謬り無之トハ難申候、 候間則及御送致候、 書足シ日本史之文古文書十四通出来之趣、写字生より昨十三日差出 左樣御領承可有之候也/十二月十四日 「写字芳意ニも相適シ申間敷候得とも、 / 霜寒凌兼候処弥御安全珍重、 不取敢通運会社ニ付シ差出シ申候、賃銀之儀ハ先払ニ致シ候而 日本史之文鳥渡瀏覧致候処、 先日御預り申置候金員之内ニ而仕払致置候間 一ト通り校閲致シ候ハ、宜敷候得共、 老拙健飯如常、 総人員七・八十名相会シ、 御急キ之趣先般御申越も有之候ニ 頗ル一愉快ニ有之候、 是二而御間ニ合候ハ、宜敷 芳川/小室様/先日両国中 (親睦会ハ旧忍藩知事初 然は本田・ 返り点抔不施少々之 囲碁 畠 其翌日伊太 短晷之折 <u>山</u>二村 東京府

角御保嗇是祈候」 俊雄儀も東京新聞之主幹ニ而不相替消光罷在候/辰下次第ニ栗冽、折後雄儀も東京新聞之主幹ニ而不相替消光罷在候/辰下次第ニ栗冽、折チ東京府庁御構内官舎ニテ、其前夜一宿致、因テ得此壮観候ナリ/弟庁ヲ距ルコト半町許、因テ一見、実ニ壮観ニ有之候、豚児修平宅ハ即

ことや、弟俊雄が東京新聞の主幹であることを述べている。の官舎に泊まり、日比谷演習所でイタリア皇孫への大調練を見物した睦会の様子が具体的に知れ興味深い。加えて、長男修平の東京府庁舎時会の様子が具体的に知れ興味深い。加えて、長男修平の東京府庁舎の官舎に泊まり、方というでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のでは 日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の

史料一五 [当家先霊秋祭ニ付詩歌奉納依頼状] 明治 [十二年] 八

(小室家一一二八—一五)

芝区高輪南町廿七番地(毛利元徳」ランコトヲ乞フ/海辺秋風(料紙奉書堅詠草/明治十二年八月)東京テ兼題ヲ掲クル、左ノ如シ、/但、遠国ノ輩ハ十月上旬マテニ送致ア「来ル十月十五日当家先霊秋祭ニ当ルヲ以テ詩歌ヲ奉納セントス、仍

年八月の通知であり、史料八と共に送付したものである。玉県の罫紙に写したものである。ここに綴じられているが、明治十二史料八・一〇・一一で触れた毛利家の先霊秋祭奉納詩歌の兼題を埼

史料一六 菓子料御恵贈御配慮之段奉謝候、 靖之趣奉遥賀候、 分成稿外ニ付書状] 人御出京被成度との趣ニ而御取急、 「西平村松川又平携帯之御手簡来着即披展、 [古史通或問謄写及び風土記総説四冊出来地誌編輯大里郡 老拙瓦全消光罷在候、 明治[十三年]四月一 其際一書相呈度心得罷在候所、 遂二不能其義御無音打過候/去月 先般は御令息御出県之節 日(小室家一一二八—一六) 如諭春喧相催候、 弥御安 御同 が御

> 相成、 座 職相願ハレ候得とも御聞済ニ不相成候、尤同人義も近来ハ大ニ老体ニ 氏之事御申越、 閑暇ハ無之候、 ボシ候心算ニ御座候、 輯此節大里郡之分稍成稿二相成候、 跡ト金三円位も相懸り可申哉ニ被存候、 三厘ハ拙生方ニ而御取替致置候、 入念サセ申候、 依頼之風土記総論総説八冊之内、 之悪作録別楮供御一粲候、 書正副弐通ヲ差出サセ、 存候、 謄写も美事ニ出来、 初旬比企郡役所吏員梶某出県、 山 参り申間敷哉ニ被存候、 精算書ハ皆出来之節御廻シ可申候、 弐円之内

> 二而右代料支

> 出致候所、 有之候間、 諸官省へ士民ヨリ献本或ハ建白等致候節ハ、 しニ相成申候、 雅契 候、 眼気も相衰へ、 跋文綴込至極体裁宜敷被存候、 時下折角御保嗇専一二奉存候、 /追々好時節、 以来共左様御領承有之度候/一、 只俗務之ウルサキ事ノ無之而已ハ甚宜敷候/一、 頗ル美二出来上り候様被存候、 右ニ付、 御想像之通り二相違無之候、 是迄不一方御心配御懇篤之段、 桜花も満開ニ相成、 加之健忘之気味有之、迚も長ク相勤続之訳ニハ 其間ニ歴史編纂之方へも着手致候義ニテ、 右御回答迄、草々不宣/四月一日 夫レへ県令添翰致シ候而進達ニ相成候例規ニ 願書正副弐通可差出との達シ有之候趣、 只々実際ヲ述候迄ニ御座候/一、 古史通・或問持参、 四冊皆出来二相成、 弐円四十八銭三厘二相成、 此段鳥渡申進置候、 引続幡羅・榛沢・男衾之三郡ニ及 左様御承知可被下候/一、 以上 其頃直二内務省図書局江御差出 他日幸便之節御廻送相成度候 東山墨水も盛ナル様子ニ御 其当人ヨリ官省宛之上申 去月廿日辞表ヲ差出シ解 歳旦拙什之義御尋問塞責 筆工料ハ兼而御預り之 実二御奇特之義奉 拙生も一 皆出来迄ニテハ 謄写も精々申 昨年中 四十八銭 見致候 鹿台/笠 地誌 梅 総 付 而

三月初旬に比企郡役所の吏員が古史通と或問の謄写を県庁に持参し

長堀越梅山(庭七郎)の辞表提出なども知らせている。を知れた北埼玉郡を知り、の着手などが報告されている。史料一〇で触れた北埼玉郡田分の謄写の完成と筆耕料の一部立替、自らの地誌編輯の進行状況と田分の謄写の完成と筆耕料の一部立替、自らの地誌編輯の進行状況との別題を紹介している。その外、芳川の歳旦の贈呈、風土記総説中四に、芳川は跋文を含めその見事な出来栄えに感心している。また、諸た、芳川は跋文を含めその見事な出来栄えに感心している。また、諸

三年]四月十五日(小室家一一二八―一七) 史料一七 [風土記謄写料金領収及び総国図原本ニ付書状] 明治 [十

銭被遣、 度心得二御座候、 今朝東京より報知有之候得共、 之狂風暴雨、 趣領承、 巻目ニ御座候、 二参り居候趣ニ付、 精算可入御覧候、 御清適之趣奉遥祝候、当方瓦全消日罷在候、 他日御示是祈/本月四日附之華章今十五日朝高山氏伝致、 村根岸氏所蔵候哉ト被存候/那珂郡広木邨瓺蹇神社之義ニ付御質問之 右掛り之官員も不吟味ニテ、其侭ニ致置候義ト被存候、 「先般新年之拙什供御一粲候処、溢美汗愧之至ニ候、 、四月十五日退庁後走筆/遂/笠山雅契研北、 今春ハ休暇日毎トニ風雨等ニテ未得一遊候、 右ハ浦和県ト相唱ヒ候節、 則別紙二相録及御回答候、右御答迄、 高山氏ヨリ正ニ領収御預り申置候、悉皆出来上り候ハ、其節 与野町 風ト心付候ニ付、此段申進置候也/但し、 明後十七日、 右之内総国図原本二無之候ニ付、 右縮図一枚丈ケ御命シ可然候、 (県庁ヲ距ル廿四・五町)公園之桜花例年遊観候 筆工ニ付シ為写候節、 雨天ニ而ハ出発相見合候積りニ御座候 例之旧忍藩親睦会開宴二付罷出候様 風土記謄写料金三円五拾 /花紅柳緑之好時節度 草々如斯御座候、 一両日中必然吟観致 図面ハ相写シ不申 総国図ハ該書第一 御次韵被下候趣 筆工誤テ相脱シ、 幸絵図師御地 即披緘、 該書ハ胄山 不宣 益

> 差遣置、 二級訓導補被申付、 普通学科悉皆卒業(満廿歳ナレトモ学科卒業ニ付徴兵之厄ヲ免レタリ)、 之、消日罷在候、二男源蔵義ハ昨年冬迄浦和県立小学師範学校ニ留学、 企 · 入間之方二及候手筈二有之候_ へ差遣置、学業稽古中ニ御座候、 / 御端書旧鴛城弊庵御尋問、 榛澤・幡羅・男衾之四郡地誌編輯着手中ニ候、 独逸医学稽古中二御座候、 行田学校長相勤メ罷在候、三男進輔義ハ栃木県江 御懇切之段奉謝候、 右之段鳥渡申上候/又云、只今大里 四男弥六、 五男延輔右両人共東京 此四郡終レハ引続比 宿元依然相変候儀無

月十五日(小室家一一二八―一八) 明治 [十三] 年四史料一八 証(小室氏ヨリ送致之分写本代領収) 明治 [十三] 年四

領収候也/十二年四月十五日 埼玉県芳川恭助」「証/一、金三円五拾銭也/但、小室氏ヨリ送致之分写本代/右正

年は明治十三年の誤記と思われる。史料一七の冒頭部分に関する高山氏が持参した謄写料の領収書だが、

明治 史料一九 [十三年] [過日御依頼の風土記四冊謄写出来候分廻送ニ付書状 四月二十九日 (小室家一一二八—一九

訓点等誤リ有之候、 被存候、 四冊謄写出来之分丈差出し候様御申越ニ付、 御清適奉遥祝候、 二執筆黄昏二際シ記載シ難シ、因テ他日ヲ期ス_ 日与野町公園桜花吟賞蕪詞ヲ得タリ、 中書キ入レ之所、 承相願候 「去ル廿二日附之華章今廿九日坂本倭一郎携帯、 御廻送申候、 出来次第可及御通知候、一体原本中往々誤字相見申候、 / 右御回答迄、 他本ノ校訂スヘキ者ナシ、 紙ニ余白ヲ存シ置候/残リ四冊も不遠内出来候義 先日も申進候通り、 拙生瓦全消光罷在候、 写字生之誤ニ非スシテ原書ノ誤リナリ、 草々不宣/四月廿九日 総国図説ノ内、 録シテー粲ニ供セントス、 因他本ヲ以補入致度候、 兼而御依頼二相成居候風土記 則四冊被遣候挟板中 即拝誦、 芳川/小室雅契/先 原本誤テ図 晚春之候弥 此段御領 尤罫紙 然ル 或 面 江 ヲ 封

書は間違いが多いと述べる。 余白を残し回送予定である。 新編武蔵風土記」 四冊が仕上がり、 残り四冊も近く出来るが、 与野公園桜花の漢詩は後日送りとなる。 総国図説中の欠落図の部分は 県庁保管の同

史料二〇 [松山郡役所より該書拝借願外ニ付書状] 明治[十三年]

七月三日

(小室家一一二八—二〇)

成候旨 御清福奉遥賀候、 元来該書之儀ハ本庁ニ一部有之候而已ニ而、 之罪ニ無之候/此程松山郡役所より該書御拝借之御願書伝逓有之候 日本書記・東鑑等引合御校正之処、少々之加除も有之、 「去月十五日発之華章廿三日郵伝即展閲、 於拙生も安心罷在候、 拙生依然奉職罷在候、 一体原本少々ツ、ノ謬誤有之、 先般差上候写本御領収二相成 梅天之候日々鬱陶敷候、 各課ニ於テ国郡其他村落 先ツ完備ニ相 謄写人 益

> 嘆寸疎、 是祷候、 歎々∕○御書中客月六日寿恵屋親睦会第三回目、 盟台研北 歳晩得小詩、 歴史編纂二着手、 作一章相賦未完了ニ不到、 従来嗜好之品気味芳烈、 相録シ、 固ヨリー朝一夕之事ニハ参らす候、 冊より四・五冊之分沢山ニ而、 は、 等取調之都度ニも入用ニ付、 夫々出張致候、 次第被遣候、 来之交誼如何様共周旋取計も出来申候、 二及ホシ、自少至多漸次ニ謄写為致候ハ、何ツト無ク卒業ニ至り可申 ・三冊位ノ者ヲ謄写為致、夫ヨリ四・五冊位ノ者、 成候由二候、 承り候、 / 煩劇二取紛裁答稽緩二相成請恕、 /己卯歳晩書懐時余為埼玉県史誌編輯官/簿籍埋頭歳欲除 自然費も相嵩ミ、 御同然不知不浅老境ニ垂トス、古詩ニ、昨日少年今白頭、 御心得迄二差進申候、 尤当方江御当人代理ナリトモ御出頭、 雕虫小枝竟為累、 /御宿痾差シテ御変りも無之候哉、 是述実際耳、 張り文庫中へ封入、小川駅八百屋長八留置差出し可申候 拙生相考候ハ、假令代理之仁有之、 拙生・ 日々図書中埋頭区々罷在候、 甚おつかうなる事なり、 楳坪倶ニ風邪中、 別而難有日々相楽罷在候、 今回之間ニ合不申候、 阿筆寒窓拠魯魚 録在別楮博一粲/一、 御貸シ下ケ難聞届趣御指令ニ相成候 猶御熟考可然候 十冊以上ハ五部有之候而已、 是迚も拙生在職中之事ナレハ、 頓首/七月三日午後 此度風土記県庁本取調、 竟ニ闕席致し候、 /鹿台迂人草_ 湿涼不順之候別而御保嗇 御 御拝借之義ハ御聞届 冊数取調候所、 / 御手製佳茗御恵寄 当方へ被参謄写候 近日謄写残り分出 其故ハ地誌検討之外、 一咲可被下候、 旧忍・浦 陳謝之心得二而拙 或ハ十冊以上之者 襄台 不勝遺憾候 和ヨリ 因テ、二 投身鉛槧 / 笠山 昨年 別 偕 趣 モ

りようとした。 小室は先日受け取った写本の県庁の原本を、 しかし、 県庁各課では地域の取調の際に同書を使って 松山郡役所を通じて借

十二年大晦日に詠んだ編輯の労苦が知れる自作の詩を付している。三回目の元忍藩親睦会に自分も川島楳坪も欠席したことに触れ、明治記述である。また、近日中に仕上がる残りの謄写を小川駅の八百屋長記述蔵風土記」が庁内の仕事上で実際に活用されていたことがわかるおり、また、庁内に複本が無いものもあり、借用は叶わなかった。「新おり、また、庁内に複本が無いものもあり、借用は叶わなかった。「新

郡廿冊 郡廿一 ₩**,** 沢郡四冊、 入間郡廿冊、 「県庁蔵本新編武蔵風土記/総目録一冊、総国図説一冊、 任国革表 刪 /総計百六十五冊 葛飾郡十九冊、 大里郡二冊、 児玉郡四冊、 一世 山川名所附二冊、 横見郡二冊、 豊嶋郡十一冊、 賀美郡二冊、 比企郡九冊、 以上凡八冊 那珂郡二冊、 新座郡五冊、 /埼玉郡廿冊、 男衾郡四冊、 旛羅郡三冊、 高麗郡九冊 建置沿革三 秩父 足立 榛

がわかる。これらは各課で調査の際に使用されていた。総論部分は一冊だけだが、各郡については複数部数を有していたことが川は庁内の部数について史料二〇の書状に調査結果を同封した。

史料二二 [風土記四冊謄写出来送致及び謄写残金返却ニ付書状]

明治 [十三年] 八月十八日(小室家一一二八—二一)

料一枚ニ付弐厘之増シ払遣候、且書中少々ツ、ノ謬誤も可有之、是ハ恕、本文ト違ひ註文多クシテ、筆者も困難之趣苦情申出候ニ付、謄写付シ、小川駅八百屋長八宛ニテ及御送致候、長々稽緩ニ相成候段請宥候風土記四冊謄写出来之趣ニ而筆工ヨリ差出し候ニ付、即通運会社ニ「秋熱如燬愈御清適奉遥賀候、拙生瓦全消光罷在候、予テ御依頼相成

成、 追テ御回答渇望罷在候/一、今夏暑中賜暇、 三拾壱銭七厘及御返却候間、御領収有之度候、右書籍御入手相成候ハ、 原本不良ニテ筆工之罪ニ非ス、此段御亮察是祈候、 而御了承有之度候也 大慶之至り候、 是取紛時日遷延ニ相成申候/今年ハ虎列刺病も至テ僅少ナルコトニテ 不宣/八月十八日 候、乞書候者許多有之連日揮毫、炎熱中頗覚困却候/右用事而耳、草 無之、只新鮮魚蝦飽喫、 リ常州潮来へ罷越、 拙宅ニ参り居候処、 折角御保嗇是祈/謄写之義精算別記之通りニ侯、 千葉·茨城二県管内経歴小漫遊、 遂/笠山雅契研北/写本之義本月一日頃出来ニ相 漫遊不在中其侭差置、 江湖之景致も一入二存候、 即去月廿三日出京、 去ル九日帰県致候、 少々拙作等も有之 御預り金残余之分 格別愉快之義も 是ニ 夫ヨ 彼

揮毫を求める人が多く困ったと記している。 工の誤りではなく、 託し小川駅の八百屋長八宛に発送となった。芳川は本文との違いは筆 史料二三 沈静化に触れる。併せて謄写費用の精算書(史料二三)を送付している。 「明治十三年親友帖」 その外、 「新編武蔵風土記」 記 暑中休暇の際の千葉・茨城への旅行や漢詩創作に触れ (武蔵風土記謄写金領収ニ付) 元々県庁の写本自体の間違いであると説明して | (小室家五三||二二) の残りの謄写四冊分が出来上がり、 また、 明治十三年八月十八日 コレラ病の流行は 通運会社

銭三厘、 右謄写料金弐円七拾銭也、 /一、金三円五拾銭也 「記/武蔵風土記/ 山川名所附 先分某シ立替分引取ル/差引残而金三円銭七厘也、 六三十枚、 /建置沿革 写本代預り、 但し一枚二付壱銭五厘/十三年四月十五 同上 兀 五十九枚、 但し高山忠三持参、 七三十六枚、 任国革表 合計百八十枚 内金四拾八 五. 内、 五十五 金弐

候ニ付、先前ヨリハ一葉ニ付弐厘ヲ増シ与ヘリ」
/(欄外:朱字)「沿革々表トモ註文許多謄写困難、増価ノ義筆工申出差引残而金三拾壱銭七厘也/右銭余金及返納候也/十三年八月十八日円七拾銭(写本四冊、紙数合計百八拾枚、但一枚ニ付、壱銭五厘)/

い謄写が困難のため、予定より増額したことを記している。史料二二に付した謄写費用の精算書である。沿革々表が本文とは違

四年] 二月六日(小室家一一二八—二二) 史料二四 [書籍館之義浦和書籍館ニ相成候ニ付外書状] 明治[十

缺之処、 府下近古二稀成火災驚入候、 罷在候、 過般御示シ之客至之御作今般及御返却候、不相変静閑無事御吟詠欽羨 相成居申候、 右ハ浦和書籍館ト相唱ヒ中学校ト合併ニ相成居、 右書中御疑之ケ所御鈔録御質問委曲領承、 之義御申越、 詞申述候 重齡候趣奉遥賀候、 之御答草々如是御座候/不悉/二月六日 倉卒古詩 十九日県令蚤朝ヨリ観雪之会ヲ催サレ、拙生も招飲ニ与カリ、 より非常之烈寒ニ而、 「本月四日発之御手簡今六日朝高山忠三伝致即展閲、 以先長八伝言之趣御念入候儀ニ御座候/一、書籍館之義御申越シ 史誌編輯ニ従事シ、 他本ヲ以テ御補入完全ニ相成候由、 一篇ヲ賦セリ、 、旧臘廿一日発之御書面廿二日郵着致候、 御懇切之段奉謝候、 右ハ誰ニ而も随意ニ拝見被差許候儀ニ有之候/一、客冬 拙生無事加算、 近頃覚無之候苦寒之御作再三瀏読感唫罷在候 録シテ別楮ニアリ、 幸忰修平・弟俊雄方共火地ヨリ遠隔故 詩文之方廃絶同様之次第二御座候、 其内折も有之候ハ、又々可申上候 御懸念被下間敷候、 則別紙二卑見及御答置候 俊遂/笠山雅契/去月中 御咲吟可被下候/右両回 右ニ付、 大抵之書籍ハ所蔵ニ 風土記首巻国図欠 弥御安靖被成御 本庁所蔵本補入 右年甫之御祝 其席上 去ル

来訪老兄之近況伝承、大ニ安心罷在候、以上」去月十日頃帰県致候、爾後紛冗乍存御疎音相過候処、不図今朝高山兵災ヲ免カレ申候/一、拙生義旧臘三十日浦和発朝ニ而本籍へ罷越、

「明治十四年親友帖」(小室家五二―五)史料二五 [新編武藏風土記巻之四ニ付書状] [明治十四年二月六日]

年間当国無事トセズ、然トモ此條専ラ主トシテ建置沿革ヲ記スルヲ以 工適然致誤耳、 亡云々/十九日、 将監一益ニ上野国ヲ与ヘ関東ヲ管領セシム云々、 答/○原書ヲ以テ参照スルニ、高案ノ如ク十八年ノ誤リナリ、 トモ十年ヨリ十七年ノ間当国無事トセズ、若シヤ此間脱文アルカ、 ス) /十八年 ノ命ニヨリ云々、 八月北條氏直甲州若御子ニ出馬、大道寺以下当国ヨリ発向ス(分註略 「新編武藏風土記巻之四/四十九葉 歴史編年記事ト其体裁ヲ異ニスルナラン」 (朱字) 且ツ校閲スルニ十年より十七年迄ノ間脱文ナシ、 北條氏ト滝川一益金久保ニ戦テ是ニ勝ツ(分註略ス)、 (以下朱字) 此十八日ハ十八年ノ誤ナランカ。 (日を抹消) 小田原兵乱 十年三月織田内府其臣滝川左近 (分註略ス) 六月織田内府父子滅 時、 是レ筆 関白

する質問の回答をこの別紙に認め同封している。 史料二四の別紙である。芳川は小室からの「新編武蔵風土記」に関

史料二六 「御次男之試験勉強法ニ付書状」 明治 [十四年] 三月二

H

(小室家一一二八—二三)

座候、 御勝候趣、 三月二日夜燈下 諸彦之詩ヲ輯録刊行致度趣、本庄宿八幡山辺及秩父辺諸作家ヨリも 精々之方可然、 奉謝候、 御安静珍重、 夫々差出シ候義ト被存候、 シ候趣ニ御座候、 次男勤殿試験之義二付、 大慶致候儀卜被存候、 ヨリ外ニ術も無之、 ハ廿日ヤ三十日之御勉強ニ而ハ必及第ト申義難保、 「去月廿二日発之御手簡廿六日相達、 通御回送、 差而御急キ被成候ニも及不申候、因テート先ツ御帰郷之事ニ相決 御近隣有志之向へ御吹聴可然相願候/右御回答迄、 華押之義来示之趣御尤之事ニ候、 暖喧之候在近、 詳悉御申越領承、 拙生瓦全消光罷在候、 且試験受之義ハ遅速其本人之都合次第二而宜敷事なれ 遂/小室盟隷/去冬以来非常之厳寒、 猶委細御当人より御伝聞可然候/此度本庄俊篤朋友 左候ハ、御帰郷之上、村学校教授之余暇ヲ以 製本出来之上、出詩之向へ御送り申候様子ニ御 御当人先日も御出有之御相談も有之候所、 御旧作ニ而も御差出し被下候ハ、、 折角御保護専一ニ奉存候、 同村地誌編輯参攷ニ相供シ可申、 然は玉川郷民家より出候古文書写 則展閲、 猶取調之上可及御答候 如来諭剰寒凌兼候、 度々熟読暗記致候 以上 御旧痾不被成 草々不宣 当人も 厚意 テ御 御 倍 右

世小室に対し出詠を勧め、近隣へも吹聴するよう述べている。 関係 での言語 ででは、一)が漢詩を募集して発刊・配布を企図していることを知らる。この試験が何を指すのかは不明であるが、芳川は、村で教員をしながら準備するよう勧めている。その外に、本庄の医師で文人の本庄ながら準備するよう勧めている。その外に、本庄の医師で文人の本庄ながら進行であるが、芳川は、村で教員をしる。この試験が何を指すのかは不明であるが、芳川は、村で教員をしる。この試験が何を指すのかは不明であるよう述べている。

居引払、 取、 二供シ可申候、 挙ル不能、不堪遺憾候、 転任忙擾罷在、 県庁之勤ト違ひ、 開業式執行、 長等予之至ルヲ渇望罷在、 候二付、三月十五日羽生中学校訓導被申付候、 書記ヲ以テ浦和寓居江差越、 之上、拙生二校長相勤呉候様北埼玉郡役所江出願候ニ付、 ヲ不得、 元長雅契/東京博覧会之景況東台墨水之花事も只耳ニノミ、 無ク彼ノ柴桑居士帰田園之心地致候、 相備不申、 義頼来誼不得已承諾致シ遣候処、直ニ郡長ヨリ其旨県令江 生町外三十ケ村聯合シテ羽生町江中学校ヲ設置致シ、 「清和之候弥御安静珍重、拙生無事消日罷在候、 頗ル多端ナル事共ニ候、 今春ハ転居サワギニテ辜負韶華空了三春、 一旦忍表へ帰着致候、家具運搬荷車弐輌ニ而十里之遠キニ引 当分間甚煩劇ナル義に候所、 四月四日ヨリ授業相始メ申候、 以上 因テ乍稽緩此段申進候也/五月四日 文学之一事而已二而、 浦和出発之際、 優遇懇切ナルコトニ候、 懇切ナル依頼有之、猶其後も来訪出 廿七日羽生町へ出張候処、 右等之趣疾可及御報告筈之処 三絶句ヲ得タリ、 昨今諸事追々整頓稍得閑申候 外ニ可厭顧慮も無之、 該校創始之際、 仍テ同月廿三日浦和 然は今春北埼玉郡 越テ廿九日中学校 遂ニ花前之一盞ヲ 同所之衆人協 芳川恭助/小室 学務委員・戸 郡長ヨリ郡 他日御咲唫 上申二相 目未一睹 法制も未 何ント 張之 羽

整頓稍得閑申候、県庁之勤ト違ひ文学之一事而已ニ而、外ニ可厭顧慮創設時は煩劇の日々であったが、落ち着いた後の心境を「昨今諸事追々設される中学校の校長にと望まれ、県庁勤務を辞して中学校へ移った。芳川は元々明治四年まで忍藩の藩校の教授であったが、羽生町に新

御病牀折角御保嗇是祷/羽生值春/暖透硯池氷題消、 緩候、草々不悉/一月廿八日夜灯下 致、 之幽光ヲ闡発シ、 生値春」と題した七言絶句を贈っている。 中央裏手に新たに移り、 郷黌門外両行柳、 ハ何ツレトモ相成申候/羽生中学校是迄小学校内之一舎ヲ仮用致来候 境行楽も無之、 角荏苒御痊癒不被成御起臥御不自由之趣、 子殉難録序文并七絶四首拝見、 愈御清福珍重奉存候、 している。羽生中学校は初め小学校内の一舎を使っていたが、 ヲ加へ工事全竣リ、 「客臘廿七日発之華章三十一日郵着、 芳川は小室から送付された八王子殉難録序文と七言絶句の漢詩を賛 差閊之儀出来候ニ付、 久々ニ而高堂ヲ御訪申度心得ニ候、 屏居御消日御幽鬱二可有之、想像罷在候、 之ヲ書ニ筆スルハ実ニ美事ニ御座候/一、御旧 重見春風上翠条/俊遂未定稿/右一首供御咲唫候 本月十三日遷校式執行、 老拙瓦全消日罷在候、 遷校式を行った。 旧臘地ヲ同所市街之中央裏手ニトシ、修繕 則御返却申候、 即拝読、 襄斎/笠山雅契坐下/厳寒之候 県庁勤仕ト違ひ、 一段落した芳川は小室に「羽 **無々御難儀御察申候、** 事務頗繁劇旁以裁答致稽 御挂念被下間敷候、 如来諭祁寒難凌候処 中山・狩野・金子諸氏 闖窓朝日影揺々 少々之猶予 今春ハ都合 市街 御老 八王 | 痾兎 0)

一一二八―二六)教官免許状授与ニ付外書状] 明治[十八年]八月二十九日(小室家教官免許状授与ニ付外書状] 明治[十八年]八月二十九日(小室家史料二九 [川越中学校ニ転任・転居及び文部省ヨリ中学校師範学校

中老拙義文部省ヨリ免許状ヲ賜り、 町車夫栄吉并高沢町丹羽屋与兵衛等之事御申越、 江ハ程近ニ相成候ニ付、 之儀治療上名方良術ハ無之者ニ哉如何、 近来医術之儀ハ格別進歩、 相存シ、寄宿舎弐棟建足シ候、生徒百名余、 差支無之候/一、中学校ハ旧本丸ヲ用、 宅ヲ借受ト居罷在候、 中学江出勤致候、 江出勤致呉候様懇切之依頼ニ付、 四月中旬ニ至入間・高麗郡長鈴木氏より照会有之、是非共川越中学校 表差出候処、 徴収差間候との説ヲ主張スル議員多分有之、因テ本年四月より明年三 年度学資徵収之儀ニ付会議開設ニ相成候処、目下不景気人民困難学資 居之儀御訊問ニ相成、 趣大慶之至奉存候、 成、御手足共御不自由、 右之内三分之一ハ旧藩士族之子弟ニ御座候/御旧痾兎角御全癒ニ不相 之頗閑曠、宅も可也手広ニ御座候、江戸町・松郷町江相接シ、 月迄満一ケ年間休校之事ニ決議ニ相成候ニ付、 「本月廿一日発之華章即日郵着、 願之通被免、 同所北久保町ニ武藤正治(マサハル)ト云士族之空 爾来は打絶御無音ニ打過候、 門内地面六百坪も有之、 則左二/今春二月中旬頃、 御執筆別而御難儀之趣、 其内都合見合御訪問申度心得二御座候、 本官学校ハ三月晦日限り閉校ニ相成候処 新発明之説も有之趣承り候、 不得已其招聘ニ応シ、 即拝閲、 天下之内中学校及師範学校之教官 /本地ニ徒居候ニ付而は、 宮殿不残取払ニ相成、 如来諭秋熱如燬愈御安静 内寄宿生三・四十名有之 拙生ニ於テモ県庁江 園圃之外修篁碧梧等有 委曲領承致候 **無々御退屈奉遥察候** 御書中老拙川越江 本荘中学校ニ於テ本 就而は御旧 同月ヨリ川 用弁ニ 惟玄関 貴境

状ヲ有 九日 候、 ŋ 決議 罷在候、 死去被致、 居ニ於テ一見致候、 ○本荘俊圭 務省之開業試験ヲ受、 Н 年 *)* \ ル 同 則別紙写 夕 十名程有之、 人物共ニシテ、 ル 国学事 一男進 処也 勤 Þ 九 報 扨是迄例月学資廻送巨額之金円二相成候、 同処ニ於三・四年修業 ニテ医学所廃校ニ相成候ニ付、 続 コ 鳥渡此段申進候也 知社江 7月頃ニ コスル トヲ免許セラレタル 襄斎 開医術ニ志シ、 改良ニ従事シ、 罷帰り候趣報知有之候、 督学ト云名義ニテ、 相 |編輯スル 通 者ニ非サレ 印刷等之世話人も一 成候哉難計候 / 笠山賢契香南 舎長相勤居、 出勤罷在候、 *)* \ 入御覧候也 其侭二相成居候様子二御座候 帰郷二相成候都合二候得共、 御作も其内 所 免許状ヲ受領シ、 先年橡木県立医学校二於修業罷在候処、 ノ泉南詩稿印刷製本出来、 **左御回答迄、** 七月晦 /春濤事御尋問難有奉存候、 去月中医学全科卒業二相成、 公然教師ト称スルヲ得ザル 義二御座 編輯方ハ大抵彼レ一人担任罷在候由 豚児修平儀御尋問被下、 (其間一 ,剰炎難凌、 昨年秋末ヨリ其管内隠岐国江 両名有之候様子ナレト . 二 四 日頃任満 体一 一候、 度モ帰省不致候) 橡木ヨリ直ニ茨城県立医学校江参 草々如是御座候、 五首記載有之候、 十一月 ケ年之定約ニテ罷越候、 以来ハ文部ノ検定ヲ 御病牀折角御自愛専 テ無滞雲州松江江 事ニ寄り候ハ、 老拙ニ於テモ稍安心致 頃帰郷致度趣先日申来 百 四 · 如来論 罷在、 ル規則ニ モ 来ル 同 不備 俊 Ħ. 人義 出張被 孰も浮薄之 島根 圭 十 更ニー 得、 (県庁ノ在 ·部本庄寓 + 生 相 -月頃内 奉存 八月廿 **徒百三** 県会之 以県奉職 昨 成 拙 左候 免許 依 命 Þ 候 年 ケ 生 旧

移 一年半振りの書状である。 つ てい 年 間 たが、 の休校が決議され、 本庄中学校での会議で不景気に伴う学資徴収 芳川は羽生中学校から、 その後閉校となった。 児玉郡 辞表を出 0 中学校 した芳 困 難

書状内容項目一覧表

為

詩 あった本庄俊圭が編輯した『泉南詩稿』 受ける予定であり、 っている。 は 免許状が貰えたが、 旧藩士の子弟も多かった。 され赴任する。 川だったが、 る掲載されたが、 東京府から島根県に出向 お この 三男進輔は栃木・ 明治十八年四月に入間 四ケ月後に小室が亡くなり、 同校は川越城の旧本丸に設けら 俊圭が亡くなり 芳川は学資が楽になると述べている。 以降は検定が必要であると述べる。 また、 茨城の医学校で学び間もなく開業試 弟春濤は相変わらず新聞社で編 当時は高名な儒者はそのまま教員 、未配布であることを報せてい 高麗郡長から川 は印刷製本も出 これが最後の書状となった。 ń 生徒は百名余り 越 芳川 心中学校 来、 史料二六に 小室 0) 帰輯を行 子 招 0 験 修 聘 漢 平

むすびにかえて

次表は、書状中の主要な内容項目を示したものである。

			_	_	_	_	_	_	_	_
史料No.	請求番号	年月日	断碑	② 風 土 記	3 献納	地誌	⑤ 県政	6 近況	⑦ 子弟	(8) 漢詩
史料 1	1128 - 1	M12. 1. 13				0		0	0	0
史料 2	1128 - 2	M12. 3. 20				0	0	0		0
史料3	1128 - 3	M12. 3. 20					0			
史料 4	1128 - 4	M12. 5. 14					0	0		0
史料5	1128 - 5	M12. 5. 30					0	0	0	0
史料 6	1128 - 6	M12. 6. 25	0				0			0
史料7	1128 - 7	M12. 7. 28	0			0	0	0	0	
史料8	1128 - 8	M12. 8. 22	0					0	0	0
史料9	1128 - 9	M12. 9. 2	0							
史料10	1128 - 10	M12. 10. 7		0	0					0
史料11	1128 - 11	M12. 11. 13		0	0	0				0
史料12	1128 - 12	M12. 11. 29		0	0			0		
史料13	1128 - 13	M12. 11. 29		0						
史料14	1128 – 14	M12. 12. 14		0				0	0	
史料15	1128 - 15	M12. 8.								0
史料16	1128 – 16	M13. 4. 1		0	0	0				
史料17	1128 – 17	M13. 4. 15		0		0		0	0	0
史料18	1128 – 18	M13. 4. 15		0						
史料19	1128 - 19	M13. 4. 29		0						0
史料20	1128 - 20	M13. 7. 3		0			0	0		0
史料21	53 – 19	M13. 7. 3		0						
史料22	1128 - 21	M13. 8. 18		0				0		0
史料23	53 – 22	M13. 8. 18		0						
史料24	1128 - 22	M14. 2. 6		0		0	0	0	0	0
史料25	52 - 5	M14. 2. 6		0						
史料26	1128 - 23	M14. 3. 2		0						0
史料27	1128 - 24	M14. 5. 4						0		0
史料28	1128 - 25	M15. 1. 28						0		0
史料29	1128 - 26	M18. 8. 29						0	0	0

 史料29
 1128-26
 M18.8.29
 ○ ○

 ①重忠断碑修復碑石柱撰文
 ② 「新編武蔵風土記」謄写
 ③或間獻納

 ④地誌編輯状況
 ⑥県庁県政状況
 ⑦芳川近況
 ⑦芳川子弟
 ⑧漢詩

註

そして、共通の関心事である⑧漢詩の話題が多く取り上げられている。 状況、 県庁所蔵 本して多くの叢書類を作成し、その研究成果を手元に残した。 報を中心に謄写していった。そして、収集・謄写した史料を編輯・製 換し、史料の収集を図った。また、新聞の回覧を受け、漢詩や文化情 通により多くの好古家の友人や東京の歴史家と交流を持ち、 への献納等の依頼が主であり、 文通が行われた明治十年代、小室は病を抱え外出が叶わない中、 この表に見るように、小室側は、 ⑤県庁・県政の動向、⑥近況、⑦子弟の近況等を報告している。 「新編武蔵国風土記」の謄写、③「古史通」・「或問」 芳川側はその返答に加え、 ①重忠断碑修復碑石柱の撰文、 ④地誌編輯 意見を交 0) 文 2 玉

県庁の史誌編輯の担当となり様々な依頼に対応してくれ、また、 克子氏・山下たか子氏に心より感謝申し上げます。 読の御指導をいただいた兼子順氏・重田正夫氏・室清氏、 勤務を機に再開した二人の晩年の交流は、七年間で終わったのである。 行った石岡康子氏・石塚由紀子氏・西野栄子氏・藤原三枝子氏 六十二歳で世を去った。若き日に波山の塾で友情を育み、 後の十二月に小室が六十四歳で歿し、続く十九年一月には芳川もまた た。明治十八年八月、二人は久々に近況を報せ合ったが、その四ケ月 の遣り取りができたことは、小室にとって大きな喜びであったろう。 漢学者として敬愛する特別な存在であった。その芳川が明治九年から 古仲間であったが、 最後に、貴重な史料を当館に御寄贈くださった小室開弘氏、書状解 その後芳川は明治十四年に中学校に移り、再び教育者として活躍し 小室の主な文通相手である峰岸重行・内山作信・畠山如心斎は皆好 芳川恭助は少年時代の漢学塾以来の友人であり、 共に解読を 芳川の県庁 ・村岡

(3)

進修館は忍藩の藩校。天保七年に再興。儒者平井豊太郎・芳川波山・芳川

を行った。『埼玉県行政史』第一巻(埼玉県 一九八九)参照。ため、明治九年九月から十年五月にかけて史誌担当職員の大幅な増員(七名)の 埼玉県第一課(庶務課)では熊谷県の分割・職員退職補充・地誌編輯促進の

(埼玉県立文書館 二〇〇五)参照。 (埼玉県立夫氏「埼玉県における皇国地誌の編集過程」『文書館紀要』第一八号

(7) 十二月二十七日 員班等之儀伺 十四年三月十日 北埼玉郡成田町芳川恭助履歴書(第一課傭出仕)(明九○七─三七七)②明治 三—三八六)⑦明治十七年四月八日 一〇〇一三四一二)③明治十四年三月十二日 (明五一〇三—三九五) 郡中学校教諭ニ任用ノ件 埼玉県行政文書中の芳川恭助の履歴は以下の史料に所載。①明治十年十二月 ⑥明治十七年二月十三日 北埼玉郡羽生中学校訓導昇給ノ件(明一八五九—九六—一)⑤明治十六年 羽生中学校訓導他 北埼玉郡羽生中学校教諭兼校長解任ノ件 埼玉県中学校教員之儀伺 (明五一〇四—1 ⑧明治十八年三月十九日 (明五一〇四—一五一) ⑩明治十八年五月八日 児玉郡児玉中学校助教諭ニ任用ノ件 一九〇) ⑨明治十八年四月 (明五〇九八一八一) ④明治十五年十月二十 児玉郡児玉中学校教諭兼校長ニ任用ノ件 御傭羽生中学校三等訓導他 北埼玉郡公立中学校県中学校教 児玉郡公立児玉中学校教諭 二十一日 (明五一〇二—一一 (明五一〇

県行政史』第一巻参照。

県行政史』第一巻参照。

場玉・賀美・那珂郡)は十五年に開設された。『埼玉お、入間高麗公立中学校(児玉・賀美・那珂郡)は十五年に開設された。『埼玉お、入間高麗公立中学校(川越中学校)は明治十三年、羽生中学校(北埼玉郡)二十二日 入間郡高麗郡中学校教諭試補昇等ノ件(明五一○五─六五)⑪明治十八年十月間郡高麗郡中学校教諭試補二任用ノ件(明五一○五─六五)⑪明治十八年十月

- 8) 新井浩文氏『小室家文書目録』解説(埼玉県立文書館 一九九七)参照。
- 誠、風土之殊須自愛、待君不日報功成」。

 (9) 安藤文沢(一八〇七~一八七二)は入間郡阿諏訪村(毛呂山町)生まれ。通り、安藤文沢(一八〇七~一八七二)は入間郡阿諏訪村(毛呂山町)生まれ。通
- との共作詩がある。これらの芳川恭助関連の詩について補註に纏めて示した。⑴ 補註参照。小室が編輯した漢詩集には二人の友情を示す小室の贈答詩や芳川
- (12)浦春亭・川内桂舟・塩田寒雲・清水宇三郎・服部民造同賦」(詩文は補註参照) 楳坪・古橋寛・掘越庭七郎らがいた。小室の漢詩集「正気詩文 三人得野字兼寄忍城芳川襄斎」 四教塾での同学には清水卯三郎をはじめ、後に埼玉県官や郡長となった川島 (小室家二五四九)には「川島梅坪招泛余及古橋楊洲於刀川分野航恰受両 (小室家三三八九) 三編、 には (安政三年作) 一名枕上集」 「舎魚堂共芳川襄斎・堀越梅山・川鍋禎斎・三 (小室家二七五)には、 (詩文は補註参照) 明治十八年編 があり、 「寄仮名 「雞

- 清水卯三郎に寄せた詩がある。不問洋兼漢、仮音万用通、誰知花月雪、同聚一堂中/羽生清水氏所生地名」と会発起社員清水卯三郎/十年患風痺、久濶背相思、借問仮名会、文権今属誰、
- がある。()の「から、「如達堂文集」(小室家二六五五)には手書の序)、須原屋源助天保十二年刊。「如達堂文集」(小室家二六五五)には手書の序)

(13)

- ―小室元長と峰岸重行を中心に―」(重田正夫 二○一八)参照。 保護協会 二○一一)、同氏「慈光寺をめぐる明治初年の「文化財」保存活動期「好古家」たちのネットワーク」『埼玉の文化財』第五一号 埼玉県文化財期「好古家」たちのネットワーク」『埼玉の文化財』第五一号 埼玉県文化財 重田正夫氏「明治以降の流布―写本から印刷へ」重田正夫・白井哲哉編『新
- (16)明而隠者顕。 君歿後五十八年。 載せる。続けて断碑修建の経緯が知れる栗本鋤雲の原稿「修建畠山重忠君断碑 寺古碑略図」には、 三月十二日)、「彦久保・畠山両系図略」(明治十二年六月再写)の外、 舎叢書」(小室家二九八六)には、重忠断碑の修建関係の資料が纏めて綴じら 刻秩父六郎四字。 門内。高六尺。 仏堂ノ境内ナリ、 山中ヨリ見出シ、二王門内逆修供養ノ板碑ト並ヒ立タリ、此度移築セシ地ハ念 れている。畠山如心斎が考証した「重忠断碑ノ左エ門尉」の系図 示した図 (小室家一二五九一三) からは断碑の状態がわかる。また、② 「工村 下片接之。有壬戌三月日敬白七字。其右刻左衛門尉四字。左刻平行直三字。蓋 前掲註50参照。以下、小室家文書中の断碑関連史料を挙げる。①修建方法を がある。 好義慕古之士也。 功以客歳六月起。至今年六月竣。始重行之将有此挙。 「修建畠山重忠君断碑記/碑在武州比企郡平村都幾山慈光寺二天 広二尺三寸。 族人須黒行直所建也。 其下光明遍照云云十六字。四行排列。又其下有弘長二年四字。 此場凡百拾坪、但シ、麓ヨリ四丁」と説明があり、 「重忠断碑/元何レノ地ニ建タルモノカ不相成、 双柱腋持。 常慨君以忠廉遭讒。 断為二。上片中央有梵字。 屋之垣之。 歳月経久。剥泐蘚蝕。 注以筧泉。 遺碑又委荒涼。 繞以花卉。於是。 右傍刻重忠二字。 村有前副区長峰 乃相地遷之同 (明治十二年 所親小室元 碑の図を 何ノ頃カ

文には異同があると指摘している。 見良工苦心 弗遺此反雖做者矣 重野安繹評」/(朱字)「人名地名一々臚列而修理井然具 家継為金子家範弟。元長・如心斎二子所説如此武蔵七党是一也云 鯤又誌/(付 須黒行直亦武蔵七党之一行直祖父曰直家。直家養父頼高。村山家継玄孫也。 久保重義即其後。而如心斎庶兄重高之裔也。其他兄弟皆有後。而多就其居地為 記/畠山氏平姓。系出於桓武天皇。為関東八平之一。元久二年。武州二股河之 豈当時猶有所憚。而故為隠忌歟。此史伝所不載。予故為一言之。元長番匠村老 固不為無因。然其文単称重忠。而不称畠山。称秩父六郎。而不称畠山重保者。 九世別当。而其前世別当厳実・厳耀・円耀三人亦皆出於君同族。則碑之建於此 政重慶数人。而重慶後作僧雖聚党日光山。謀報復。不成遭戮。嘗為慈光寺二十 称之。千歳之下。閭閻児童。猶能誦之。不復費頌述。但君有男重保重高重秀重 修建之事。蓋欲鐫之以不朽重行之功也。抑君之行実。詳于史乗。北畠准后亦嘗 村白田山萬福寺。拝君及其父重能君墓。既而元長与総平・忠三議。請予記断碑 忠三。請菅谷村根岸與兵衛。導如心斎。訪君館址在菅谷村者。又至男衾郡畠山 而謀之其子孫。 文化財編 石造物Ⅱ』一六九頁 詫状が付されている。重田氏はここに綴じられた原稿と『都幾川村史資料6⑵ 斎大悦。往館二氏。留数日。 長諗曰。嘗閱報知新聞。記東京士人畠山如心斎君後裔也。今修人之祖先之碑 「報知新聞二千四百三十二号掲此文因対照以加刪正」/(朱字)「叙事消失 再嫁足利義純。挙男泰国。後授之以君邑。冒畠山氏。是為源姓畠山氏之祖 故今不能尽知。君又有二女。一適岡部忠澄。一適島津忠久。而未亡人北条 君嫡子重保在鎌倉。同日先君見戮。事見東鑑六月廿二日記。今東京市人彦 篤志而好学。如心斎予旧識也。/明治十二年癸卯十月 小幡篤次郎郵寄の鈴木真年氏説「畠山并須黒略系」がある 中村正直評」。この原稿には四月十六日付の栗本鋤雲自筆の遅延 不亦順哉。重行大然之。元長乃文書。使予致意于如心斎。 有所商量。重行又偕五明村村田総平。玉川郷高山 (都幾川村 他に③「工村々舎叢書」(小室家) 一九九三)に掲載された実際の 匏庵栗本鯤撰/附 一九八四 如心

長州出身の第二代埼玉県令白根多助(一八一九~一八八二)は、庶務課・学務連碑文から―」『文書館紀要』第二九号(埼玉県立文書館 二〇一六)参照。和吟社・笹田黙介・川島楳坪・木原老谷・早川藍澳・溝口桂巌)と白根県令関邸 拙稿「第二代埼玉県令白根多助をめぐる漢学ネットワーク―県官の詩文集(麗

(21)交流—」『文書館紀要』第二五号(埼玉県立文書館 二〇一二) 報」第六十八号には、小室の次の詩が掲載されている。 従来の区制を廃して十八郡を置き、九郡役所を開設した。三月一日の 充に師事し、好古家として活躍。小室の好古仲間で文通相手の一人。 信(一八一六~一八八七)は久米田村の豪農。芳川波山に学び、考証家栗原信 簡』(小室家一四○)明治十一年十一月二十九日付書状に「足戸」の記述あり 拙稿「〈史料紹介〉 「好古家」の書簡集 『内山手簡』 ―内山作信と小室元長の 明治十一年七月に制定された三新法に基づき、埼玉県では明治十二年四月に ,郡庁開設各垂涎、不独松山與小川、 昨夜軽々地微震、 亦関顛覆及何辺」。 「戯詠区長 小室工 参照。 『内山手 内山作

学師範校に招聘し、明治十五年に校長となる。翌明治十六年に没す。浦藩士。昌平黌で学び、修史局に勤務したが病で退職。その後、白根県令が中224 前掲註50参照。漢学者木原元礼(老谷)(一八二四~一八八三)は元常陸土

(2) 高山忠三は小室の好古仲間、断碑修建にも関わる。玉川郷産馬会社々員

(24) 前掲註(7)参照。

吉敷郡出身の国学者。明治八年宮内省文学御用掛。巡行の記録等を作成した。② 近藤芳樹(一八〇一~一八八〇)は第二代埼玉県令白根多助と同郷で周防国

教員を経て明治十年学務課、南埼玉郡書記から明治十三年大里外三郡長。 児玉親之は嘉永二年生まれの岩槻藩士。明治四年岩槻藩史生、埼玉県に移り

② 芳川恭助の投稿詩は「山亭観梅/渓上春風岸帽紗。数枝寒玉認詔華。東郊不

肯随群屐。来見山園幽処華。J。前掲註(r)参照。

- 28 斗筲(とそう)は器量の小さいこと。
- ③ 青縹(せいひょう)は青白い色の絹で、書物の袋や題簽等に使用した。
- 集「工村々舎詩集 三編、 で没。行田市長久寺に眠る。 を経て明治十年に東京魁新聞、 の大鳥圭介に英学を学び、 芳川俊雄(春濤)(一八四四~一九二四)は芳川波山の子。号は春濤。 東京商業高等学校、 「観芳川俊雄影相有感賦以寄/髣髴先師面、 明治元年に帰藩し藩士に洋学を教授。外務省文書司 一名枕上集」 小室より二十二歳年下の俊雄について、 上海新報、 同十三年に報知新聞に入り、 会計検査院文書課に勤めた。八十一歳 (小室家二七五)には以下の微笑まし 剖瓜重対縫 劇評が注目された。
- (33) 畠山重忠断碑の修復保存活動については、前掲註ほ(6)参照。
- 34 武田三雄の履歴については、「埼玉郡成田町武田三雄履歴書(監獄守卒)明

- ることから鳳翔閣と命名された。同行した三条実美により校舎の形が「鳳凰が翼を広げて翔びたつ様」に似てい治十一年に新築された師範学校は、明治天皇の北陸巡行の行在所となった際、温、議事堂がないため、県会は県立小学師範学校である鳳翔閣で開催された。明
- プ 『日本生物に女』巻とこった(告目を平春 司弘台 一てごれ)は国立国会人駆鬼、底計能除旧病魔」である。前掲註30参照。小室は駆を除に直している。収の「「二月四日夜作、此日立春/酒影灯光佳気多、新春風物之如何、郷中作夜级。この詩は「工村々舎詩集 二編」(小室家一〇八)の明治十二年の部分に所
- 図書館デジタルコレクションに搭載されている。 『日本庶物示教』巻之一~三(芳川修平著 同盟舎 一八七九)は国立国会
- (3) 小川啓三は明治十年五月に比企郡五明村玉川学校教員(明五〇六九)。
- ③ 「秩父重忠断碑石柱記」は「正気詩文」(小室家二六六一)に収められている。「秩父重忠断碑石柱記」は「正気詩文」(小室家二六六一)に収められている。「秩父重忠断碑石柱記」は「正気詩文」(小室家二六六一)に収められている。「秩父重忠断碑石柱記」は「正気詩文」(小室家二六六一)に収められてい
- 手ヲ借リ申度物歟ト被存候、 不実意卜存候故也、 二彫候程ナラハ迚もノコトニ当時ノ親王家・大臣方、又ハ非常ニ高名ナル人ノ 愚案ニハ壮烈ノ二字重忠等ノ為人ニ真ニ的当候哉否哉、 文ハ催促致シ是も不遠出来様ニ可仕候也、一、門額ニハ壮烈ノニ而御掲ケ之思 トモ有之候間、 何卒本処へ御着手前ニー寸拝見仕度、 山手簡 自明治十二年」(小室家二五)明治十二年九月十三日書簡「一、 石柱ノ記文不遠御出来ノ由、 芳川の撰文に対し、後に畠山如心斎から小室に意見が寄せられている。<u>○「畠 ○此注文ハ先生悪ク御見取被下ましく、 増々御盛大ノコトニ相成、 可相成ハ碑文ト齟齬コトノなど無之様致度ト存候故也、 小生亦実意ヲ旨トスルヨリ起ル/ 御出来ニ相成候ハ、一応拝見可被仰付トノコト、 是も御再按ヲ乞、 其景況如何計數卜常二御噂申上居候 厳耀等住職名ノコトニ就テハ少々新説ナ 小生愚存アルモ吐露セザルハ却而 御再按次第小生ノ工夫も亦可有 (別紙) 尚御再考ヲ乞、 石柱銘、

表十一行分註麤、 年八月新井源八郎梓古史通四巻以公行、 相網紀卿称為開闢以来第一部之書、 先生之霊使余得此書、 生与仙台佐久間義和書知有、 特惜先生晚年深自韜晦其著書不敢叨示人、且其所大抵属写本、是以世或有泯滅 が知れる。「献古史通及或問跋/余自壮年欽慕白石先生、収録其遺書十数種 ている:中略)、 「如達堂文集」(小室家二六五五)に跋文があり、献納した本の入手の経緯 坊間得古史通四卷、 先発十日開告別之宴、 明治二年正月六日、 微旨往々鬱嗇而有難解者、 実非後世紀載者之所能及也、 於註文中而刻本誤連書、 余之蔵書作原 持帰掃蠹、新加修飾、 其間有与余之所蔵写本不合者姑挙其一二、 間一日、又遊日本橋南、 此書求之不得、 余亦辱其招、 旧地頭佐久間信光君移屋、於旧采地豆州田方郡仁 (以下、 亦非溢美也、 先生以博覧多識之刀剖析古言、 于世可謂、 後之執史筆者必将有所準則焉、 刻本と小室蔵の写本の比較が列挙され 以混本文如是之類、 翌日陪令嗣信照君遊浅草、遂謁先生 為吾家珍矣、 今而不虞得之、 更得或問四巻、先是余読、 近聞、 先生述作之志一朝得伸者余 親従山崎周敬之言、 夫神世悠邈、 其喜何如也 決非校者之妄而 蓋似 兀

時同梅山読書於城中四教塾」。
「寄堀越庭七郎/名和字子恵号梅山、北埼玉郡本川俣村人/光陰恰若箭离弦、「寄堀越庭七郎/名和字子恵号梅山、北埼玉郡本川俣村人/光陰恰若箭离弦、同学。「工村々舎詩集 三編 枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。同学。「工村々舎詩集 三編 枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。

・武香の軌跡 幕末維新から明治へ』(さきたま出版会 二〇〇六)参照。政治家・郷土史家、小室元長の好古仲間。浅草文庫から「新編武蔵風土記稿」を出版。父は根岸友山。根岸友山・武香顕彰会編『根岸友山政治家・郷土史家、小室元長の好古仲間。浅草文庫から「新編武蔵風土記稿」の意農、組 前掲註的参照。根岸武香(一八三九~一九〇二)は冑山村(熊谷市)の豪農、

45) 前掲註6参照

神社ト称ス」那珂郡広木村ニ在リ、武甕槌命ヲ祭ル式内神社ナリ、風土記広木六)に綴じられている。「堰莚(ミカタマ)神社(欄外)「該村ニテハミカノ(4) この那珂郡広木村瓺莚神社埜の回答別紙は「工村々舎叢書」(小室家二九八

- 減少し、明治十九年に廃館した。『埼玉県行政史』第一巻参照。に書籍も分れ、書籍館そのものは中学師範学校に併設された。次第に利用者が学校が明治十一年に小学師範学校・県立中学校・県立医学校に分離されると共倒 明治九年に県立学校内に公立図書館である浦和書籍館が設けられたが、県立
- 雪集』にまとめられた。前掲註57参照。 県令白根多助が部下の県官を集めて開いた祝賀会。その時に作られた詩歌は『観い 長期間の旱魃が続き、漸く大雪が降ったことを祝い、明治十四年一月十九日
- 財)がインターネット「ときがわ町の文化財」に搭載されている。 一号)。なお、黒田清輝作と考えられる小室勤の肖像画(ときがわ町指定文化四月小学校高等科教員免許状授与(二十九歳)(十六年九月二十四日告第七十四月小学校高等科教員免許状授与(二十九歳)(十六年九月二十四日告第七十四月小学校高等科教員免許状授与(二十九歳)(十六年九月二十四日告第七十四月小学校高等科教員免許状授与(二十九歳)(十六年九月二十四日告第七十五)がインターネット「ときがわ町の文化財」に搭載されている。 財治八年比企郡明覚学校 大変動(一八五一~一九〇〇)は五代小室元長の三男、小室の長男が夭逝し
- 医。文人としても活躍した。漢詩文にも精通し、芳川波山の弟子。著書に『眼俊の次男。長崎に留学して西洋医学を学び、本庄宿で開業。眼科・内科・外科の 本庄俊篤(一七九八~一八四六)、別名普一、字士雅。本庄宿の医師本庄正

- 六一二)、『萍跡叢話』『天狗堂脈論』がある。 科錦嚢』(小室家三六○七~三六一○)、『続眼科錦嚢』(小室家三六一一・三
- 一〇五)‧「八王子殉難録序断簡外綴 明治七年十月」(小室家五二六)。「八王子殉難録」(八王子落城戦死者名簿)慶応二年六月二十三日(小室家
- 本庄俊圭(一八二六~)は本庄俊篤(普一)の養子、医師で文人。

(54)

- 山崎周敬・福住九蔵・福住正兄などが挙げられる。前掲註⑸⑻⑵参照。人や歴史家には、畠山如心斎・栗本鋤雲・近藤瓶城・小宮山綏介・鈴木慧惇・総平・根岸友山・根岸武香・町田藤助・高麗大記などがおり、東京や地方の友
- 66 「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。 「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。 国輯・蓄積していたため、高山氏に考え直すよう懇願している。 に以下の詩がある。 「工村々舎詩集 三編、一名枕上集」(小室家二七五)に以下の詩がある。 活軸・蓄積していたため、高山氏に考え直すよう懇願している。

前掲註20参照。

- 六)参照。

 六)参照。

 本が、参照。

 本が、参照。

 本が、参照。

 大)参照。

 大)参照。
- 室家二五)。各人の単独書状は『小室家文書目録』書状の部参照。 行「親睦帳(明治十一・十二年)」(小室家一四〇)。③畠山如心斎「畠山手簡」(小八一)。②内山作信「内山手簡」(小室家一四〇)。③畠山如心斎「畠山手簡」(小室家五三)・「明治十三年親友帖」(小室家五三)・「明治十三年親友帖」 文通相手である三人の主な書状は以下の書状集に収められている。①峰岸重

補註 小室元長の漢詩集にみる芳川恭助(襄斎)関連の漢詩

編纂・製本している。 家一〇八・二七五・二六六三)を編み、多くの漢詩人や漢学者の漢詩・漢文を写 三八九)に書き留めており、自作の漢詩を編輯して「工村々舎詩集」三冊(小室 ここでは、小室元長の漢詩集から、芳川恭助(襄斎)関連の詩を紹介したい。 した漢詩文集「正気詩文」五冊(小室家二六五八・二六五九・二六六〇・二六六 一・二六六二)、「正気詩選」三冊(小室家二六六四・二六六五・二六六六)を 芳川恭助の小室宛の書状には漢詩に関する遣り取りが多く見られる。そこで、 小室元長は漢詩を生涯愛好した。四教塾の頃からの詩を「雞肋草」(小室家三

歴率、 見てみよう。 小室は今回の書状中でも漢詩集の校訂を依頼している(史料二・四・五・六)。 芳川の校訂を反映させ、清書版の「西遊詩草」(小室家二六五六)を作成した。 間宇内変革、 釐正、之以供他日之看而世故紛然擲在篋底、今読此追憶当時、 不能親筆研然淹留之久遊於勝境名区亦多矣、得文詩者若干篇、 入内洋達三之吉田駅、 踪跡所及略相符而、 そこには自らの西遊の思い出も綴られている。 たのである。芳川は丁寧に小室の詩を校訂し、詩集の最後に以下の批評を添えた。 の詩を別に漢詩集「西遊詩草」(小室家二六五七)に纏め、芳川に校訂を依頼し 参りの後、小室は旅行記「遊勢紀勝」(小室家二五三三)を著したが、その道中 次に小室が編輯した漢詩集①~⑤から、芳川襄斎に寄せた詩と芳川自身の詩を 嘉永年間に小室は芳川に漢詩集の校訂を依頼したことがある。嘉永五年の伊勢 字句円成澹雅可誦、余亦往年扈従公駕、再赴京摂遂至南紀、此卷所紀興余 我公亦即世、 なお、各詩集の内容年代を推定し []内に付した。 足下帰途取程、於中山道、余則在紀、賃海舶哲鳥羽港左折 捨船就陸而帰、其所異者独是耳、余之在京、摂公事鞅掌, 俯仰之際、悵然不能無感也/芳川俊遂妄批」。小室は 「西遊詩一百三十首、具紀其所経 恍如一夢中、 雜記稿本、帰後将 須臾

1 「雞肋草」(小室家三三八九) [天保九年~弘化四年]

清水字三郎·服部民造同賦 舎魚堂共芳川襄斎・堀越梅山 ・川鍋禎斎・三浦春亭・川内桂舟・塩田寒雲

月満全天夜趣秱、 送芳川襄斎帰省潮来 吟身托在竹櫚頭、 桂花香裡幾多景、 寄語無詩挙白浮

断雁声中欲夕阳、 感秋遊子理行装、 帰思畢竟依何事、 霞浦西風鯉鱠香

> 衰柳橋辺落日寒、西風吹葉払征鞍、江湖定是秋光好、一々風来宜作唸 舎魚堂席上賦夏日襍興同襄斎山民

日 永無人到小軒、 同席上賦午睡同二子及岩田晴潭用前韻 庭園両過緑陰繁、晩来閑立疎籬下、 数書脩篁已擢孫

前歌枕臥涼軒、 両過池塘艸色繁、知是俗緑猶未了、 夢魂無復到王孫

花時遍遊諸家園聯句

夕陽紅已潜 手招、李雲晴濃半山寺(襄斎)、杏霞風淡一行帘、賞心自笑不知飽(笠山)、何管 小雨全収足潤霑(襄斎)、驟喧更覚十分添、 1 (襄斎) 花従初地迎吾供 (笠山)、鬚遭新吟任 (筆者註 笠山は小室元長の号)

2 「雞肋草 二編」(小室家三三八九)[嘉永元年~明治四年]

龍頷下珠 予曽従先生尋梅有詩吟杖尋梅隅水碧春風已看両三株、此中愴快以何比似得驪 十一月廿三日芳川襄斎営文宗先生小祥忌門人会者百有余人恭賦之以呈神将前:

③「工村々舎詩集 質経学、似失驪龍珠 憶昔奉吟杖尋梅、 碧水隅談言於在、耳遺稿悉存来葬、此聊依仏祠之総、 三編、 一名枕上集」(小室家二七五) [明治十二年~十七年] 以儒従誰

旧学三年廃琢磨、 寄芳川襄斎 忍城風月近如何、 筆端有舌何要面、 寄到郵書不厭多

4 「正気詩文 川島梅坪招泛余及古橋楊洲於刀川分野航恰受両三人得野字兼寄忍城芳川襄斎 (安政三年作 明治十八年編輯」 (小室家二六五九) [明治十八年]

吾曹疎狂進相垂、 今日出生有愧翁、 翁也託生此水郷、 俯仰之間船脚移、 紅裙行酒勝青衣、 故人招我泛画船、 東寧河大風灑々、 人言店壁草隷奇、 吟一酌終忘吟、 笑声驚座口豁聞 筆索縦横蓷酒斝 且将詩酒結一社、 吟筆一枝付霊捨、 汀洲経易長杜若、 鞠躬屏気権門下、 清淑々気為陶治、 鵬翁所書真非假、 渡口残花烟惹々 眼花縷々酔欲眠、 風月何争翁快論、 中年頼酒開好懷、 時光有似河流疾、 都門夫酒罵王侯、 暗壁無後碧紗籠、 捨船上岸就店家、 寿才譲君李百篇、 小舟邂逅来助歓、 悠忽青春変朱度 敢論乗船亦乗馬 往々字裂成库房 鯉魚羹美勝龍鮓 厳令恃我劉三雅 今日何日尺粲者 有口不言類暗哑 儒侠之名其比寡 何必糸竹労陶写

楊洲宅集席上贈襄斎々々向参五翁詩社人物風流江左同、我対諸君心傾瀉、但恨此座欠車公、一水青隔城与野

⑤「正気詩文 明治十八年十月編輯」(小室家二六五八)[明治十八年]談高侭好交諧謔、詩妙何妨挟議論、況徳風流楽道主、百華鐉給両餐清佳亭樹対城門、忽湯相逢喜気温、曽夢十年旦白社、新歓一夜対青樽、

是日細雨涔々至晚開霽月色皎然

中秋観月有感酔中賦長句 芳川襄斎

君不見、人生百年尚快意、齷促何苦漫役々、智不見、人生百年尚快意、齷促何苦漫役々、野歡山肴具匏樽、桂香入盃吸重碧、避然有声客踵門、倒屐相邀娯今夕、野蔌山肴具匏樽、桂香入盃吸重碧、种除低野雨蕭々、偏怯滂沱妨良宵、募地晚晴清飈起、一掃烟雲拭九霄、秋陰低野雨蕭々、偏怯滂沱妨良宵、募地晚晴清飈起、一掃烟雲拭九霄、

又不見、修短有命帰一丘、不君生前親歓伯